

ヤングケアラーという言葉を知っていますか？

ヤングケアラーとは、本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを言います。

ヤングケアラーの子どもたちは、年齢や成長の度合いに見合わない、重い責任や負担を負うことで、子ども自身の成長や教育に影響を及ぼしてしまいます。厚生労働省と文部科学省は、これを問題視して、昨年12月から今年1月にかけて、国として初めての実態調査を行っております。

一般社団法人日本ケアラー連盟では、ヤングケアラーの具体例として、以下のように紹介されています。

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
- ・日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。
- ・家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。
- ・アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族の対応している。
- ・慢性的な病気の家族の看病や身の回りの世話、入浴・トイレの介助をしている。

もし、このようなことでの悩みも、スクールソーシャルワーカーに相談することで、解決又は解決の方向を見出すことができるかもしれません。遠慮なくご相談ください。